

スタートアップへのインターンシップ受入奨励金支給要綱

5 ス戦ス第 222 号

令和 5 年 8 月 3 日

(目的)

第 1 条 東京都（以下、「都」という。）は、令和 4 年 11 月に都のスタートアップ戦略である「Global Innovation with STARTUPS」を策定し、学生や若者とスタートアップとの交流を生み出す取組を推進するものとしている。その取組の 1 つであるスタートアップへのインターンシップ推進事業（以下、「インターンシップ推進事業」という。）を実施するにあたり、学生を受け入れるスタートアップがより多く参画する状況を形成するため、スタートアップへの奨励金を支給することとしている。本要綱は、当奨励金の支給にあたり必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) インターンシップ推進事業

都が実施する学生により多くのスタートアップでのインターンシップの場を提供し、インターンシップの実施支援等を行う事業のことをいう。

(2) 学生

インターンシップ推進事業に参加し、登録した学生のことをいう。

(3) スタートアップ

インターンシップ推進事業に参加し、登録をしたスタートアップのことをいう。

(4) インターンシップの実施

インターンシップ推進事業により、学生を職場に受入れインターンシッ

プを実施したことをいう。

(支給対象者)

第3条 スタートアップのうち、前条第1項第4号によるインターンシップの実施をした者であり、次の各号の全てを満たしているものとする。

- (1) 学生がアントレプレナーシップを学ぶことができる場を広く形成していくことや、スタートアップでの学生インターンシップが実施できる仕組み作りに協力的であること。
- (2) 申込日から過去5年間に重大な法令違反等がないこと。
- (3) 労働関係法令等について遵守していること。
- (4) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。また、これに類する条例が定めるものをいう。）に該当しないこと。代表者又はその使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（同条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。また、これに類する条例が定めるものをいう。）に該当する者がいないこと。
- (5) その他、公序良俗に反する事業を行っていないこと。

(支給対象期間)

第4条 インターンシップ推進事業におけるインターンシップの実施開始から令和5年9月30日までとする。

(奨励金の額)

第5条 この奨励金の額は、第2条第1項第4号におけるインターンシップの実施をした場合に、次に指定する金額とする。

- (1) 学生の受入れが4時間以上の日を対象に、1日1名あたり5,000円とする。ただし、受入れがオンライン対応の時間は除く。

- (2) 学生 1 名あたりの上限額は、50,000 円までとする。インターンシップ推進事業の開始から令和 5 年 9 月 30 日までに、同一スタートアップ内で同一学生の受け入れを複数回に分けて申込した場合であっても、全体を通じてのその学生 1 名あたりの上限額は、50,000 円までとする。
- (3) スタートアップ 1 社あたりの学生数について、本要綱による奨励金の申込状況及び支給状況により、3 人目以降は申込できない場合がある。

(支給の申込)

第 6 条 本要綱に基づく奨励金の支給を受けようとする支給対象者は、インターンシップの実施終了後に、次の各号に掲げる事項について明らかにした書類を作成し、様式 1「スタートアップへのインターンシップ受入奨励金支給申込書兼請求書」に添付の上、別途定める期間内に知事に提出しなければならない。

- (1) インターンシップの実施にあたり学生と交わした書類等、学生がインターンシップを実施したことを証する書類の写し
- (2) 受け入れた学生の出勤日時、退勤日時、これを責任者が確認したことが分かる書類等、インターンシップの実施中に学生が出勤した日数や時間を証する書類の写し
- (3) その他知事が必要とする書類

(支給について)

第 7 条 知事は、前条による申込があった場合には、申込内容を審査の上、適当と認めた場合には、支給対象者からの請求に基づき奨励金の支払いを行う。

2 申込内容を審査の上、不適当と認めた場合には、奨励金の支給を受けようとする者に、不支給であること及びその理由を通知する。

(支給事業の検査等)

第 8 条 知事は、支給事業の適性を期するために必要があるときは、支給対象者

に対し報告を求めることや、関係者に質問をすることができる。

(支給の取消し)

第9条 知事は、支給対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金支給の全部若しくは一部を取り消すことがある。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の支給を受けたと認められる場合
- (2) 廃業及び倒産等により支給事業の実施が客観的に不可能となったとき
- (3) 第3条に該当しなくなったとき
- (4) その他、法令等又はこの要綱及び知事の指示に違反したとき

(奨励金の返還)

第10条 知事は、前条により奨励金の支給について全部又は一部を取り消した場合において、支給事業の当該取消しに係る部分に関し、既に支給対象者に奨励金が支払われているときは、期限を付してその返還を命じる。

- 2 前項の奨励金の返還期限は、当該返還を命令された日から起算して20日以内とし、返還に係る手続きは、所定の納付書によりその期日及び場所を指定して行う。

(違約加算金及び延滞金の納付)

第11条 知事が第9条により奨励金の支給について全部又は一部を取り消した場合において、前条の規定により奨励金の返還を命じたときは、支給対象者は、当該命令に係る奨励金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該奨励金の額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 知事が奨励金の返還を命じた場合において、支給対象者が定められた納期日までにこれを納付しなかったときは、支給対象者は、納期日の翌日から納

付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を返納しなければならない。

3 前 2 項に規定する年あたりの割合は、閏年の日を含む期間については、365 日の割合とする。

（違約加算金の基礎となる額の計算）

第 12 条 前条第 1 項により違約加算金の納付を命じた場合において、支給対象者の納付した金額が返還を命じた奨励金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた奨励金の額に充てる。

（延滞金の基礎となる額の計算）

第 13 条 第 11 条第 2 項により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた奨励金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（その他）

第 14 条 奨励金の支給に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 8 月 3 日から施行する。